

滋賀県環境審議会自然環境部会議事概要

日時：平成26年(2014年)3月26日(水)

14時～16時

場所：大津合同庁舎4階7-C会議室

出席委員：

12名中9名出席

出席：松井部会長、生駒委員、岡田委員、菊池委員、北本委員、須藤委員、西田委員、松山委員、水谷委員（代理 田村氏）

議題：

1. 第11次鳥獣保護事業計画の変更について（諮問）
2. 朽木・葛川県立自然公園事業の廃止について（諮問）
3. （仮称）滋賀県生物多様性地域戦略の理念・目標・基本方針について
4. その他

議題：1. 第11次鳥獣保護事業計画の変更について（諮問）

事務局：（説明）

生駒委員：（配布資料説明）

ワイルドライフセンターがなければ、生物多様性推進室は動かないのではないかと。獣医師会は従来は野生復帰のためのリハビリ施設を要望していたが、県の予算がないとのことなので、現在は野生鳥獣の保護管理やデータ分析する施設を要望している。環境のバロメーターとしての機能が重要である。

須藤委員：

救護対象を個体レベルで保護の必要な種に限定することに賛成する。救護したものが鳥インフルエンザに感染していた事例もあり、感染症の問題も重要である。県は、感染症が動物病院で発生した場合の責任を問われる恐れもある。

保護から管理へと時代の考え方が変わっているので、行政も変わらなければならない。1頭を救護することによって地域個体群の存続に影響するかどうか重要であり、この考え方を市民に説明することが必要である。

生駒委員

県民から持ち込まれて、獣医師が断りきれない場合はどのように対応するのか。

事務局

獣医師が断りきれない場合には、県が、持ち込んだ県民に対して説明する。

生駒委員：

対象種以外を市民が獣医に持ち込んだ場合は受益者負担とあるが、死亡した場合の取扱いはどうなるのか？

事務局：

取扱いについてのマニュアルを作成したい。現時点では個々にどうするかまでは決めていない。

生駒委員：

通報者の目の前でけがをしている鳥獣が自宅の庭先にいた場合など、県が救護しないと説明した場合、通報者は庭先で死ぬのを見ていることになるなど、通報者は納得しないのではないか。

事務局：

県の考え方をきちんと説明した上で、市民への対応は柔軟に行いたい。

生駒委員：

市民への説明を十分に行い市民への理解が浸透するまで、基準の改正を待つてはどうか？

須藤委員：

例えば、動物が死亡することや、死亡した後は自然に還ることを子供に見せることも重要である。この基準改正をきっかけに、行政は腹をくくって普及啓発を行ってほしい。

西田委員：

この基準案は動物愛護的な気持ちを妨げるわけではない内容になっていることは評価できる。早く決定して普及啓発を進めることが望ましい。特に小学校への説明が重要で、子供は親に伝える役割も行う。

北本委員：

個体レベルでの対応が必要であった実績が年間 20 件とあるが、個体レベルでの対応が必要な種とはどのような線引きをし、20 件の内訳はどのようなようであったか？

事務局：

実績は、滋賀県レッドデータブックの希少種以上でカウントした。ただし、鳥類については移動距離が大きく、いちがいにレッドデータブックで救護対象を判断できない部分もあるため、

専門家の意見を聞きながら救護対象種を絞り込みたい。

岡田委員：

いちがいに滋賀県レッドデータブックの希少種で救護対象を線引きしないことは評価できる。できるだけ早く救護しない種を明記して公表すべきである。

また、救護した実績は公開してほしい。公開しないと市民は県の基準に納得してくれない恐れがある。救護実績については貴重な研究材料になるため、貴重な種などが埋もれないように、きちんとデータをとってほしい。

松井部会長：

対象種を絞り込む目的として生態系の保全を明記した場合、生態系の保全には普通種の保全が含まれるため、希少種に絞ることと矛盾して見えるのではないか。

生駒委員：

救護して野生復帰させたものは、多くが死亡し、ほとんどが生態系に戻っていないということも言われている。

須藤委員：

タヌキは、野生復帰させたもののうち9割が死亡したというデータもある。救護した後のモニタリングと記録が重要である。

松井部会長：

県に、県民を説得したり、モニタリングやデータ採取を行うマンパワーがあるのかが問題である。生駒委員ご指摘の懸案事項に対応するためにも、マンパワーや体制を充実させるべきである。

事務局：

平成26年度より新たにスタートする委託事業の中で普及啓発やデータ採取を行う予定であり、これまでの体制より改善される。

岡田委員：

これまでの実績を見ると、シラサギやセキレイと記入されているなど、種の同定に問題があり、きちんとした記録になっていない。

松井部会長：

記録するにあたっては、正確な種の判別のために、写真をできるだけ撮影することも重要である。

生駒委員：

救護対象については獣医師会の中でも意見が分かれており、獣医師会の意見がどうなるかまだわからないため、県の基準を決定するのも先に延ばしてはどうか。

松井部会長：

現在検討中の環境省の基準はどのようになる見込みなのか？

須藤委員：

病院を感染症から守りたい獣医師は多い。野生動物行政においては、個体の保護から、生態系や個体群の保全および保護管理へという大きな流れは変わらないため、環境省の基準も当初案と大きな変更はないと思われる。

松井部会長：

本文の目的の表現はこれでよいか？

須藤委員：

生態系の中で本来死ぬ個体を助けてしまわないようにすることも、生態系保全の1つとも言える。

西田委員：

人為的に助けないことも生態系保全と言えるが、対象種を絞り込む目的としては、感染症等のリスク管理と生物多様性保全の2つに絞ってもいいかもしれない。

対象種の絞り込みの決定にあたっては、それぞれの立場の委員として責任を問われる恐れもあるため、採決を行ってはどうか。

松井部会長：

西田委員の意見のとおり、救護対象種を絞り込む目的としては、感染症等のリスク管理と生物多様性保全の2つに絞ることとしたいが、事務局案どおりに救護対象種を絞り込むことを決定するにあたっては採決を行いたいので、反対の方は挙手をお願いしたい。

松井部会長：

反対の委員は生駒委員1名なので、環境審議会自然環境部会としては、事務局案を承認することとしたい。

議題：2. 朽木・葛川県立自然公園事業の廃止について（諮問）

事務局：（説明）

松井部会長：

新たに実施するソフト事業は自然公園事業なのか？ 新たな事業と、これまでの自然公園事業との違いがわかりにくい。

西田委員：

新たに実施するソフト事業とふれあいの里のフィールドとの関係もわかりにくい。建物がなくなっても、このフィールドでソフト事業を継続するのか？

そのために、トイレや遊歩道の管理は今後は高島市が継続するのか？

事務局：

今回は施設と園地の両方を廃止する。自然公園事業として実施していた維持管理や整備およびソフト事業も廃止する。新たなソフト事業は、自然公園事業ではなく、県内各地のフィールドで実施する。

菊池委員：

施設と園地の両方を廃止するということは、施設を取り壊して、遊歩道等も撤去して更地にするということか？

松井部会長：

廃止した後、フィールドがどのようなになるかが重要である。

岡田委員：

人の出入りもできなくなるのか？

事務局：

フィールドは高島市に返すので、遊歩道等の撤去や活用方法については市が判断する。市から遊歩道等の撤去の要望があれば、遊歩道等も撤去する。

菊池委員：

率直にもったいない。原状復帰にどれくらいのお金がかかるかもわからない。市民が環境学習に使えるように、すべて撤去するのではなく、残すべきところは残してもいいのではないか。

事務局：

維持管理経費として年間1800万円かかっている。さらに、雨漏りなどの補修費用も別途

必要である。

岡田委員：

人も立ち入れないような原野に戻すのは疑問を感じる。散策路だけでも残しておくべきではないか。それだけでも自然公園としての役割が果たせるのではないか。

松井部会長：

県は維持できないから廃止するということですね。高島市にフィールドを引き渡す際に、せめて当部会の意見は伝えてもらいたい。

事務局：

自然公園としての区域指定は継続するので、自然公園にふさわしい管理はしていきたい。

松山委員：

自然公園事業廃止の意思決定は、滋賀県行政経営改革委員会と協議相手の高島市の判断である。特に建物を壊すこととフィールドを原野にすることについて、当部会が判断したということになり、当部会が意思決定の責任の一端を担わされることは不適切ではないか。

事務局：

廃止する主体は県であり、責任もすべて県にある。廃止することについての、検討やご判断を当部会にお願いしたい。

松山委員：

始めから相談があれば当部会も多少の責任はあるが、今回はすでに県が決定した後の相談ではないのか。県は、すぐにお金がかかるから大変だからやめようという方向に流れてしまうのでは？ 本当に自然環境が重要と思うなら、政治家や審議会などに始めから相談をするという真摯な姿勢が必要ではないのか。

松井部会長：

決まった後ではあるが、当部会の意見も聞く必要があるということで審議の対象になっている。このような事情を理解した上で、事務局案については修正なしとしてよろしいか。

各委員：

異議なし。

松井部会長：

当部会としては、自然公園事業の廃止について承認するということとしたい。

議題 3. (仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略の理念・目標・基本方針について

事務局：(説明)

水谷委員 (代理 田村氏)：

資料 3-14 には野生鳥獣による生態系被害が県内のこととして記載されているが、前述 (資料 3-13) の「広域的な視点」が欠落している。ツキノワグマ等の希少なものだけでなく、この視点を忘れないようにしてほしい。

事務局：

ご指摘のとおり、ニホンジカ等は県域を越えて被害が生じている。関西広域連合や中部圏等の取組みもふまえ、広域的な視点で取り組んでいきたい。

松井部会長：

資料 3-14 のⅡの②「…社会の実現を目指すことが重要である」の後に、広域的な視点を加えるか。

水谷委員：

どちらかに含まれれば良い。3-14 のⅡは「本県の…危機」となっている。

松井部会長：

3-13 の方は生物多様性の問題として言われている。どちらかというより、多少重複するような形になるのではないか。修正をお考えいただきたい。

3-14 のⅡの①について、○が2つあるが、順序が逆ではないか。まずは保全をして、それできない部分を創出するのではないか。

須藤委員：

この戦略に期待している。未だに生物多様性イコール希少種保全のようなイメージが強く、地域社会全体を考えるとということが発信できていない。地域の自然と共存する、持続可能な社会をどう作っていくかということ。生物多様性はすべての物事のベースであって、限られた人、環境部局だけがやっているものではない、という発信の仕方をしてほしい。

最終的に絵に描いた餅にしないためには、「人」が重要。人口集中化の中で、地域の自然にこだわって生活をする若い人が、夢を持って生活していけるような世の中作りをしないといけない。農林水産業に従事して、それで将来の人生設計ができないといけない。それが今の 40 代以上の人に課せられた使命だと思う。地域の自然にこだわって自然と共に生活していくことのできる仕組みづくりにつなげていかないといけない。地域の自然にこだわって生物多様性保全を実現していく人材育成を本気で考えないと間に合わない。経済的な部分も含めたものに。

菊池委員：

WG でも社会全体を変えていくためのベースとなるような指針を考えていこうという話を野心的にしてくださっていた。前半部分が固まってくると変わってくるかとは思いますが、滋賀県らしい情緒やディテールにこだわるあまり、情緒的な部分が協調されすぎている危惧を抱いた。ディテールを正確に理解するためには、生物多様性の全体の理解力がないといけない。先ほどの鳥獣保護の「かわいそうだから何でも助けましょう」ということを助長するような勘違いを生みかねない。情緒的な部分はあえて科学的に評価する等の工夫をしないと、逆に滋賀県らしいこだわりの部分が、今の社会情勢を助長してしまう可能性があると感じた。前半のロジカルな部分と、その理念を後半の情緒に落とし込む部分を丁寧にやっていただきたい。

3-13 の I の①について、「見える化」というとき、一般的にはインディケータを用いてどのくらい数値化できるかというようなことを指す。ここでは「わかりやすく伝える」等の意味で使われているため、文言の整理が必要。

3-12 の (2) ①で、自然へのまなざしやかかわりの作法というのは、もともと外来種等がない本来の生態系の中で育まれてきたものがたまたま残っていたという部分がかかなりあり、今同じことを簡単に取り込んでしまうと全く違うものになりかねない。このことをしっかりと意識した上で、この中から何を抽出するべきかということ専門委員会の中でしっかり議論して盛り込んでいただきたい。

西田委員：

滋賀県が言う「生物多様性」が何かを具体的に文言を作った方が良い。みんなが「生物多様性はわかりにくい」というのはもともとで、言葉が一人歩きしているのが気になる。みんなが目指しているのは、昔からあるような自然というものを残したい、これ以上破壊してほしくない。加えて、昔からある文化、自然を利用している部分も今の人たちにも大切さや面白さをわかってもらいたいということだと思ふ。

3-10 から始まっているこの資料を一般の人たちに出すのであれば、英語をカタカナで表記することはやめて日本語にしてほしい。ディテールは細部、タウンミーティングはわからない、サプライチェーンは何か、モチベーションも日本語に変えられる、コーディネートはつながりや連携、マネージメントは管理。わかっているような気分で使っているので、避けていただきたい。

事務局：

1 点目については、資料 3-9 にあるよう「生物多様性とは」ということを定義しようと考えている。単純に国家戦略にあるような一般的なものではなく、滋賀県としてどう考えるかということはずひここに書きたい。

西田委員：

簡単に 2 行ぐらいで作ってしまった方がはっきりする。

菊池委員：

西田委員がおっしゃったところは、理念の「一人ひとりが続けるいのちの守り」というところの全体像が、それにあたると思う。それがないとわかりにくい。

松山委員：

ここに書いてある理念は、この中身をもう少し格調高くしていただきたい。戦略の理念であるから、文化性のある格調高い書き方をお願いしたい。

松井部会長：

国家戦略があって地域戦略ということは、国がやるから地方もやるようにというものと私は認識している。その中に府県の役割というのは規定されているのか。

事務局：

生物多様性基本法の中で地方公共団体の責務というものはある。国家戦略にも記載されている。

西田委員：

これ以上在来のものを減らさないとか、今まで使っていた自然のものをより使えて楽しめるように、もしくはそれで生きていけるようにするとか、そういう風にしないといけない。生物多様性という言葉で大量のお金が動いていて、それがどのような成果を結ぶかが心配である。

松井部会長：

資料 3-9 を見ると「現況」という項に自然環境の実態等とある。滋賀県にしかない独特の種を守っていく等ということが、私の考える生物多様性の一番基本だと思うのだが、ここには一切出てこない。

事務局：

理念が先行しているが、本来はそうした県の課題があって、それから理念が出て…

松井部会長：

国がやっていて、地方にもやれというのであれば、地域ごとに独特のものがあるはず。文化もそうだが、琵琶湖にしかない固有の魚がいて、それを守るためにはやはり外来種をどうするという問題があって、というようなことは入れてもらった方が良い。

事務局：

WG や専門家会議を出てきた意見をまとめる中で、先にこの理念が出てしまった。つぎの審議会では前段の部分を合わせてお示しして、つながりが悪いようであれば、先ほどの格調の件も含めて見直しもしていきたい。

北本委員：

それぞれの項立てがあって、今後具体的な手立てがあがってくるのだと思うが、それぞれを並べていると総花的である。大きな意味でのポイントがわかるような書きぶりにしていただくとわかりやすくなるのではないかという印象を受けた。

事務局：

この後ろに行動計画等が結びついてくる。大きな話と小さな話が混じっていたり、整理できていない部分があるため、行動計画を作る中でうまくまとめる形の書きぶりにしていきたい。

須藤委員：

里山という文言は出てくるが、滋賀県は奥山の自然も目を見張るものがある。全体を俯瞰して、琵琶湖、里山、奥山、そのどれも忘れることのないようにお願いしたい。

松井部会長：

その他よろしいか。それでは事務局は、皆様の意見を反映させた修正案を次回提示していただきたい。

議題はこれですべて終了となるが、事務局から何かあるか。ないようであれば司会を事務局にお返しする。